

2020年3月3日
大阪商工団体連合会
会長 藤川 隆広

消費税10%及び新型肺炎による景気後退から 中小業者の営業と生活を守る緊急支援を求める要望書

日頃より中小企業・小規模事業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

さて、消費税10%引き上げなどにより、昨年10月～12月期GDPは、年率換算で6.3%のマイナスとなりました。昨年当初より景気が陰り、世界経済も不安定化する中で最悪のタイミングであり、中小業者の多くが打撃をうけ倒産廃業が広がっています。

さらに新型肺炎の影響が重なり、事態をより深刻化させています。関西経済の損失は終息に6ヵ月かかった場合3564億円、9ヵ月なら5345億円という民間試算も出されており、インバウンド偏重からの政策転換は不可避です。吉村知事は2/25府議会本会議で「いのちと暮らしを守ることが行政の最大の使命」と述べましたが、その言葉を信じて、大阪府として以下のとおり中小業者を支援するための緊急対策を行うよう要請します。

【要望事項】

1. 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金（一般保証枠）について、東京都なみに返済・据置期間を延ばし、認定条件である売上減少率を5%に下げ、保証料の全額補助、損失保証割合を100%保証協会とすること。合わせて据置期間の利子負担を補助すること。
セーフティネット4号・5号の拡大について、新規借り入れしなくても、一般保証枠の既存融資残高を借り換え可能にすること。国に対し、4号認定の要件「売上20%以上減少」を5%以上減少に緩和し、5号の指定業種をなくし全業種で使えるように要請すること。一般・別枠とも保証協会でも融資が申し込めるようにすること。
2. 売上の大幅減少、取引先の稼働低下、注文キャンセル、資材の調達不能による稼働停止などにみまわれた中小業者に対し家賃、リース代、給与などの固定費を補助すること。当分の間休業せざるをえない中小業者に対し、その期間の最低生活費を補償すること。
雇用調整助成金について、中小業者に対しては「子どもが休校の親」に限定せず適用するよう国に要請すること。
3. 東京都は新型コロナウイルスの緊急対応に2019・20年度計401億円の補正予算を組み、うち産業・中小企業対策に364億円を充てる（上記の融資制度を含む）。しかし、大阪府のコロナ対応の補正額は5141万円にとどまり、中小企業向けは含まれない。
私どもが求める上記諸政策を実施するため、府の商工関連予算を引き上げ、一般当初予算割合0.228%（融資預託金を除く）をせめて東京並みに3倍にすること。「自治体連携型持続化補助金」を創設し、上記の諸施策の財源の一部を国から確保すること。
4. 国保料等について、府下市町村に対し以下のとおり周知徹底すること。
 - ・厚労省事務連絡（2/28付）の通り、受診時に国保の資格証明書を保険証と見なすこと。
 - ・所得減少減免を活用すること。適用にあたっては年度当初に遡ること。
 - ・加入者から納付困難の申し出があれば、納税緩和制度の申請がなくても同制度を案内し、個々の実情に即した適切な猶予措置を講ずること。

以上よろしく願いいたします。

大阪府知事 吉村洋文 殿

2020年3月3日
大阪商工団体連合会
会長 藤川 隆広

たばこ規制の助成制度の拡充等を求める要望書

日頃より中小企業・小規模事業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

さて、大阪府による喫煙専用室等設置に対する助成制度は、資本金5千万円以下、客席面積100㎡以下などに限り国に上乗せ補助するものとなっています。ところが、国は2020年度から補助対象を府と同じ範囲に限定するよう制度変更する方針です（2月12日厚生労働省との交渉での回答。ただし屋外での設置なら補助対象のまま）。そうなれば、府の助成制度は存在そのものが無意味になります。

小規模の飲食店を助成対象にしようとの制度主旨は理解できます。しかし、中小企業基本法で定めるところの小規模企業（商業・サービス業は従業員5人以下）でも、客席面積が100㎡超という飲食店も数多く存在し、ここがいわゆる「制度のすきま」に陥り、排除されることがあってはなりません。

1月21日大商連のたばこ規制対策学習会にて、講演いただいた大阪府健康づくり課受動喫煙対策担当の方は「もし国の助成制度がなくなっても、府は2025年万博まで助成制度を続ける方針」との旨を発言しています。それを実現するためにも、大阪府として以下の対応を求めます。

【要望項目】

1. 大阪府の助成制度において、客席面積100㎡以下という制限をなくし、小規模企業に該当するすべての飲食店が補助対象とすること。また客席面積100㎡超の店に対し、国の助成が受けられた場合と同額を府として助成すること。
2. 多くの小規模飲食店は、助成制度に必要な自己負担分を調達できる状況にないことから、助成額を増額すること。せめて自己負担分を制度融資で賄えるようにし、低利・保証料補助とすること。
3. 受動喫煙の防止は世界的な流れですが、行政による周知徹底はまったく不十分な下、規制の実施負担を事業者にのみ押し付ける運用は許されません。よって事業者の個々の実情を無視した強権的な規制の適用は厳に慎むこと。

以上よろしく願いいたします。